

鎌倉市告示第31号

指定公金事務取扱者の指定取消しについて
(指定収集袋に係る一般廃棄物処理手数料徴収委託)

鎌倉市告示第194号で告示した「指定公金事務取扱者の指定（指定収集袋に係る一般廃棄物処理手数料徴収委託）」について、次の者の指定を取消したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の3第2項の規定に基づき、告示します。

令和8年(2026年)5月7日

鎌倉市長 松尾



- 1 名称及び住所
株式会社 八百峰商店
鎌倉市腰越3-7-23
- 2 取消日
令和8年(2026年)3月31日